

防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業実施要領（案）

第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、地域の避難所や防災拠点等であって、地方公共団体が所有する公共施設等に再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

- ① 間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、地域の避難所や防災拠点等であって、地方公共団体が所有する公共施設等に再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業とし、対象とする「公共施設等」は別表第1のとおりとし、対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」は別表第2のとおりとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業に要する経費のうち別表第3に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合）とする。

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第4に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があ

り、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（補助金交付申請書の審査から補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。

② ①の審査基準は、以下の事項について評価を行うことができる内容とする。

一 災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築に資するものであること

二 地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な事業内容であること

三 低炭素な地域づくりへの貢献が見込まれるものであること

四 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

③ 補助事業者は、委員会の意見等を踏まえ、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

④ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省総合環境政策局長と協議の上、行うものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果及び再生可能エネルギー発電設備等の管理に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成27年 月 日から施行する。

別表第1

対象とする「公共施設等」の内容	
<p>間接補助事業者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつ耐震性を有する施設等とする。</p> <p>ただし、災害発生直後から役割、機能が求められる施設等に限る。</p> <p>※以下に防災拠点等の事例を掲げるが、防災拠点等については、地域の状況に合わせて各地方公共団体が個別に策定する地域防災計画等において定義されるため、当該計画等に基づくものとする。</p>	
防災拠点	<p>●災害応急活動施設等</p> <p>①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫</p> <p>※その他、補助事業者が認める施設等。</p>
避難所	<p>●避難所・収容施設等</p> <p>①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）</p> <p>※その他、補助事業者が認める施設等。</p>
その他	<p>●地域住民の生活等に不可欠な都市機能を有する施設等</p> <p>①上水道施設、②下水道施設、③清掃工場</p> <p>※その他、補助事業者が認める施設等。</p>
<p>【耐震性を有する施設等の判断基準（消防庁資料より）】</p> <p>○昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物</p> <p>○昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物</p> <p>○耐震改修整備を実施した建築物</p>	

別表第2

対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」の内容	
区分	内容
発電設備 熱供給設備	<p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや自然由来の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備</p> <p>※その他、補助事業者が認めるもの。</p>
上記に付帯する設備等 (※上記の発電設備と併せて導入する設備等)	<p>①蓄電池 据置型（定置型）に限る。</p> <p>②高効率照明機器 施設の内外に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p> <p>※その他、補助事業者が認めるもの。</p>
街路灯・道路灯	<p>災害時に避難を誘導する目的で、避難所までの避難経路上に設置する又は避難所(公園・防災公園)の照明として設置する太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯設備に限る。(※太陽光発電機能及び蓄電池付きの避難標識を含む。)</p> <p>※その他、補助事業者が認めるもの。</p>
<p>【発電設備及び蓄電池の導入規模】</p> <p>間接補助事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。従って、間接補助事業で対象とする発電設備の規模は、個々の施設等において非常時に維持することが求められる日中及び夜間における最低限の機能に基づき算定した電力を適切に確保できる規模の設備等とする。</p> <p>【付帯工事の範囲】</p> <p>上記の設備等の導入・設置に関わる付帯工事は、直接且つ必要最小限の範囲とする。その範囲は設備等の機能を保持するために必要な工事とするが、設置場所などの地域の実情により発生する付帯工事は、間接補助事業の対象外とする。</p>	

別表第3

間接補助対象経費
間接補助事業を行うために必要な設計費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については別表第5に定めるものとする。）

別表第4

交付額の算定方法
1 総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
2 別表第3に掲げる間接補助対象経費と補助事業者が必要と認める額（基準額）とを比較して少ない方の額を選定する。
3 1により算出された額と2により算出された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
① 再生可能エネルギー発電設備等のうち高効率照明機器の購入に係る分 3分の2
② 再生可能エネルギー発電設備等のうち①以外の導入分 10分の10

別表第5

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及備品購入費をいい、内容については別表第6に定めるものとする。</p> <p>事務費は、設計費及び工事費の合計額に対し、次の表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%

別表第6

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費及 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。